

平成 20 年 4 月 17 日  
民主党 政調会長代理・NC 年金担当 長妻 昭  
民主党 政調会長代理 福山 哲郎  
民主党 ネクスト年金副担当 蓮舫

## 「消えた年金」に係る調査について

以下の調査についての資料を要求する。まず、各項目について、示している期限内に提出できるか否かについての回答を求める(平成 20 年 4 月 25 日まで)。期限内に提出できない場合は、いつまでに提出できるかを明示すること。それぞれ回答が出来次第、項目別に逐次、資料の提出を求める。

### <未統合記録 5000 万件について>

- ① 未統合記録 5000 万件の項目別納付金額(別紙 1 の項目別)。(平成 20 年 5 月末まで)
- ② 5000 万件中、平成 20 年 3 月半ばまでで、440 万件の記録が統合された。その納付保険料総額と、受給額が増えた金額、減った金額の総計。(平成 20 年 5 月 15 日まで)
- ③ 別紙 1 の記録の内容 5「3 月までにねんきん特別便の送付対象となる記録」については、統合が完了した件数と受給額が増えた金額、減った金額の総計。(平成 20 年 5 月末まで)
- ④ 扶養者の厚生年金が未統合であれば、被扶養者の年金加入期間に影響が出る。5000 万件のうち、そのような事例は何例あるのか。また、5000 万件中、第 3 号被保険者の記録は何件あるのか。(平成 20 年 5 月末まで)

### <紙台帳について>

- ⑤ 8.5 億件以外の紙台帳をすべて探し出し分類の上、件数を示せ。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑥ 8.5 億件に⑤で探し出した紙台帳を加えたものすべてに関して、検索可能な状態にあるかどうか、検索可能な場合は何をキーとしているのか調査せよ。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑦ 8.5 億件に⑤で探し出した紙台帳を加えたものすべてを、平成 22 年 1 月の社会保険庁解体までの 2 年弱以内に、コンピューターデータと照合し、データを訂正する作業の工程表と経費の見積もりを示せ。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑧ 実際に、社会保険庁解体までの 2 年弱以内に、8.5 億件に⑤で探し出した紙台帳を加えたものすべてを、コンピューターデータと照合し、すべての間違いを抽出せよ。(データを訂正するための準備調査)(期限:⑦の工程表で示された期限まで)

### <年金の時効消滅等について>

- ⑨ 平成 19 年度の 5 年超遡及裁定における時効消滅金額(別紙 2 の最新数字)(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑩ ⑨と関連して、60 歳から厚生年金を受給し、65 歳から国民年金部分も受給できる方は、国民年金部分を受給するには、厚生年金を既に受給していても改めて 65 歳前に裁定請求書を社保庁に提出しなければならない。既に、厚生年金を受給しているのだから、申請しなくても 65 歳から国民年金部分も受給できると思って、申請せずに国民年金部

分を受給していない方が多数おられると考えられる。そのような方は、現時点で、何人いらっしゃるのか、調査せよ。(平成 20 年 5 月末まで)

### <年金業務の不適正な処理等について>

- ⑪ 「消えた年金」問題に関連して、懲戒処分、嚴重注意処分等の対象となる職員が、何人存在するかの調査。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑫ 社会保険庁の不適切な処理や不正を、さかのぼることが出来るだけ、過去にさかのぼって、すべてを分類し、詳細を公表せよ。これまで公表された案件と、公表されていない案件を分けて、公表せよ。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑬ 平成 9 年 1 月の基礎年金番号付番号後に消えたり漏れたりした、年金記録(国民年金、厚生年金)をすべて調査して、原因を分析せよ。厚生年金の不適切な喪失処理や標準報酬月額改ざんも含む。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑭ 脱退手当金がコンピューター上で支給されているとしている案件で、脱退手当金を受け取った以前の厚生年金記録が一部でも残っている事例の総件数を出し、それぞれ不適切な処理がなかったか調査せよ。本来、脱退手当金を受け取れば、他社に勤めていても、それ以前の厚生年金記録がすべて消えていなければならず、一部残っていれば、それは間違った処理の可能性が高いと考える。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑮ 国民年金の不在者設定者の不適正な処理に関する全件調査。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑯ 国民年金の不適正な資格喪失処理に関する全件調査。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑰ 国民年金の不正さかのぼり納付の総件数と、そのうち、厚生労働省・社会保険庁等の親族・関係者は何人いるかの調査。(平成 20 年 5 月末まで)
- ⑱ 厚生年金の適用事業主の中で、本来は本人に返却すべき、元従業員の手帳や厚生年金基金加入員証を預かったままの事例をすべて調査せよ。本人不明の場合は、社保庁が本人を特定するための調査をせよ。また、納付記録に影響がないか調査せよ。(平成 20 年 6 月末まで)

以下の6点について、現状をより把握するためにサンプル調査の実施を要求する。まず、実施するか否か、また、実施される場合、平成20年5月末までに提出できるか否かについての回答を求める(平成20年4月25日まで)。期限内に提出できない場合は、いつまでに提出できるかを明示すること。それぞれ回答が出来次第、項目別に逐次、資料の提出を求める。

- ① コンピューターに入力のある持ち主が確定している(基礎年金番号に統合されている)厚生年金・国民年金の納付記録2.5億件にも受給額が減ってしまう紙台帳からの入力ミスが発見されている。この2.5億件をサンプル調査して、紙台帳や本人まで当たって入力ミス率を割り出すとともに、紙台帳が廃棄されて全く存在していない比率も明らかにすること。
- ② 政府は5000万件のうち、「今後新たな給付に結びつかない記録」として
  - ・ 「死亡一時金を受給している記録」60万件
  - ・ 「脱退手当金の受給等した記録」「既に給付等に反映していると考えられる記録」「納付期間のない記録」588万件の計約640万件としている。  
しかし、本当に新たな給付に結びつかないのか、入力ミスは無かったのか、それぞれサンプル調査をして紙台帳や本人・遺族まで当たって調査をすること。
- ③ 政府は5000万件のうち、「今後新たな給付に結びつくことは皆無ではないが、可能性は低い記録」として、
  - ・ 「死亡の届け出がされている記録」194万件
  - ・ 「死亡の届け出がされている記録」又は「死亡一時金を受給している記録」と同一人の可能性が高い記録及び「国内最高齢超の記録」147件の計341万件としている。  
政府は、結びつく可能性がある記録があっても、死亡者であれば、その遺族にも「ねんきん特別便」は送らない方針である。上記の記録が、どれだけ、受給金額減につながっているのか、それぞれサンプル調査を実施すること。
- ④ 厚生年金の標準報酬月額変更や喪失処理がさかのぼってなされたもののサンプル調査をじっし、紙台帳や会社・従業員に当たって改ざんの率を明らかにすること。  
特に、標準報酬月額が最高から最低に変更されたものはすべてを紙台帳や会社・従業員に当たって改ざんが無いか調査すること。
- ⑤ 社会保険庁のセキュリティー倉庫(ワンピシアーカイブス、埼玉県小川町)に保管されている厚生年金の旧台帳1365万件はコンピューターに入力されていることになっている。本当に入力されているのかサンプル調査を実施すること。同倉庫にある別人台帳26万件、事故台帳7万件のサンプル調査も合わせて実施すること。
- ⑥ 社会保険庁は、平成10年度から平成18年度まで、未統合記録の郵便による照会作業をして、統合への取り組みをしている。社保庁によれば、この作業で927万人に宙に浮いた記録が統合できたとしている。この927万人についてサンプル調査をして、本当に当時統合されたのか検証すること。

以上